

# 転出される方へのご案内

転入手続きは、新しい住所に住み始めてから14日以内に、新住所地の市区町村役所(場)において行ってください。

- 【転入手続きに必要なもの】
- ① 転出証明書
  - ② 届出人の本人確認できるもの(運転免許証・保険証等)
  - ③ マイナンバーカード(所持している方のみ。異動される方全員分)
  - ④ 特別永住者証明書・在留カード(外国籍の方のみ。異動される方全員分)



## マイナンバーカードをお持ちの方へ

<p><b>● 転出届の特例について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入地にて、転出されるどなたかのマイナンバーカードを必ずご提示ください(カードは転出情報を連携するために使用されます)。</li> <li>・転入届は新しい住所に住み始めてから、14日以内に行ってください。また、<b>転出予定日(異動予定日)から30日を経過した場合、マイナンバーカードは失効となりますのでご注意ください。</b></li> </ul> <p><b>● カード継続利用について</b></p> <p>マイナンバーカードを継続してご利用していただくためには、お持ちの方のそれぞれのカードを転入地に持参し、継続利用処理をする必要があります。(カードを受け取りされたときに設定した4桁の暗証番号を入力します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※同一世帯人の方が代理で持参する場合は暗証番号も代理人が入力する必要があるため、暗証番号を確認して転入地へお持ちください。</li> <li>※継続利用の手続き期間は、転入届出日から90日以内となりますのでご注意ください。</li> </ul> <p><b>● 電子証明書について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・署名用電子証明書(e-Tax等で使用)は住所変更により自動的に失効となりますので、必要に応じて転入先市区町村で手続きをしてください。</li> <li>・利用者用電子証明書(コンビニ交付サービスやマイナポータル等で使用)は失効しませんので、引き続き利用できます。</li> </ul> <p><b>● 転入届出場所</b></p> <p>出張所等では転入届の特例を受付していないことがありますので、ご注意ください。</p>
---

◎都合により転出を取りやめたり、転出証明書を紛失した場合は、すぐに住民課の窓口へ申し出てください。

◎海外に転出される方は各課へお問い合わせください。海外から日本に戻られた場合は、転入先の市区町村に以下の書類をご持参の上、転入手続きをしてください。

- ・日本国籍の方は、戸籍謄本・戸籍附票・パスポート・マイナンバーカード(戸籍謄本・戸籍附票は、播磨町に本籍を置かれている方で播磨町に住む方は不要)
- ・外国籍の方は、特別永住者証明書又は在留カード・パスポート・マイナンバーカード(転入時の世帯構成によっては、続柄を証明する書類が必要になる場合があります。)



◀ 転出に関するお問い合わせ ▶  
 住民協働部 住民課 TEL 079-435-2363

下記に該当する方は、それぞれ手続きをしてください。

	播磨町役場での手続き		新住所地での手続き
印鑑登録	・転出(予定)日に自動で抹消されます。 ・印鑑登録証(カード)はご自身で裁断処分していただくか、播磨町役場に返納してください。	住民課 ① 番窓口	印鑑証明が必要な方は、新たに印鑑登録手続きをしてください。
マイナンバー通知カード	・海外へ転出される方は、通知カードをご持参ください。手続き後、還付します。 ・通知カードをまだ受け取られていない方は、必ず窓口にお申し出ください。		(令和2年5月25日以降、通知カード裏面に新住所の記載を行っていません。マイナンバーカードの申請をご確認ください。)
マイナンバーカード または 住民基本台帳カード	上記「マイナンバーカードをお持ちの方へ」をご確認ください。		上記「マイナンバーカードをお持ちの方へ」をご確認ください。
国民年金	手続きは必要ありません。ただし第一号加入者で海外転出される場合は手続きが必要です。	保険課 ② 番窓口	転入手続きをしてください。 (年金手帳をお持ちください。)
国民健康保険	転出日に資格が喪失します。保険証は原則返納してください。		新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢医療	転出日に資格が喪失します。保険証を原則返納してください。 ※県外に転出される方には、負担区分等証明書をお渡しします。		新たに加入の手続きをしてください。 ※県外転出の方は負担区分等証明書をお持ちください。
医療助成 (乳 〇 障 母 〇)	資格喪失の手続きをしてください。医療受給者証は原則返納してください。		市町村によって助成の内容や所得条件が異なりますので、詳しくは転入先の役所へお問い合わせください。
介護保険	被保険者証を返納してください。 ※要介護認定を受けている方は、受給資格証明書をお渡しします。		新たに手続きをしてください。 ※要介護認定を受けている方は、受給資格証明書をお持ちください。
高齢者等タクシー	転出後は助成券の使用ができませんので返還してください。		転出先の市区町村で同様のサービスがあるか確認をしてください。
原動機付自転車 小型特殊自動車	下面をご確認ください。	税務課 ④ 番窓口	◀ 転出先で使用する場合 ▶ 転出先でナンバープレートと申告書兼標識交付申請書を提出し、新しいナンバープレートを受け取ってください。
税金 (海外転出される方)	手続きが必要な場合があります。お問い合わせください。		

	播磨町役場での手続き		新住所地での手続き
障がいのある方	・障害福祉サービス、児童通所サービス受給者証をお持ちの方は返納してください。障害支援区分のある方は認定証明書を交付します。 ・障害児者関連手当を受給している方は住所変更等の手続きをしてください。 ・心身障害者扶養共済制度に加入している方は住所変更等の手続きをしてください。	健康福祉課 ⑤番窓口	・障害者手帳の住所変更等の手続きをしてください。 ・障害福祉サービス、児童通所サービスを引き続き利用したい方は申請をしてください。 ・障害児者関連手当を受給している方は住所変更等の手続きをしてください。 ・心身障害者扶養共済制度に加入している方は住所変更等の手続きをしてください。
こどもの予防接種	転出後は播磨町の予防接種券の使用はできません。		新たに予防接種券発行の手続きをしてください。
福祉タクシー助成券	転出後は助成券の使用ができませんので返還してください。		新住所地にお問い合わせください。
児童手当	受給事由消滅届を提出してください。公務員の方は職場で変更手続きをしてください。		転出予定日の翌日から15日以内に手続きをしてください。 ※詳しくは転入先の役所へお問い合わせください。
児童扶養手当	資格喪失届を提出してください。		引き続き受給を受けられる場合は、認定の手続きを行ってください。
特別児童扶養手当	資格喪失届を提出してください。		引き続き受給を受けられる場合は、認定の手続きを行ってください。
保育施設・幼稚園	退園・退所・申請内容変更等の手続きをしてください。	こども課 ⑥番窓口	引き続き同じ園に通園される場合は、入園の手続きを行ってください。
妊産婦	妊娠されている方、出産後6か月以内の方で償還払いが必要な方は、妊婦健康診査・新生児聴覚検査等の費用助成の手続きをしてください。		妊娠中の方は、妊婦健康診査・新生児聴覚検査等の費用助成の手続きをしてください。
不妊治療費助成 不育症治療費助成の申請をした方	夫婦ともに申請日に播磨町民であることが助成の条件です。申請を予定されている方は、こども課へご相談ください。		夫婦ともに申請日に播磨町民であることが助成の条件です。転入日をさかのぼると助成が受けられなくなる場合がありますのでご注意ください。
小中学校(公立)	現在在学している学校で転校手続きをしてください。 ※就学援助対象者は教育委員会での手続きが必要です。	教育委員会 第2庁舎2階	在学していた学校で受け取った書類をお持ちになり、手続きをしてください。

### ●原付自転車 <<税務課 TEL 079-435-0358(直通)>>

転出手続きに伴い、お持ちの軽自動車などが登録されている住所の変更には別途、手続が必要となります(自動的に変わりません)

転出先で引き続き使用される場合は、廃車証明書を転出先市区町村に提出してください。

【播磨町で手続きが必要となる場合】

原付(排気量125cc以下)、小型特殊自動車(トラクタ、コンバインなど)



	必要な手続き	持参するもの
・町外へ転出するとき ・町外の人に譲るとき ・使用不能になったとき	廃車	ナンバープレート 登録票 印鑑 本人確認できるもの(免許証など)
・町内の人に譲渡したとき	名義変更	ナンバープレート・登録票 譲り渡す人、受ける人の印鑑 本人確認できるもの(免許証など)

※軽自動車などを売ったり、譲り渡したりされた場合であっても、手続をされないままですと、いつまでも貴方様に軽自動車税がかかることになってしまいますので必ず手続きをお済ませください。

※名義変更手続きにつきましては、一度廃車してから、再度登録して名義を変更していただく手続きとなります。

※軽自動車などの場合は下記へ届け出をしてください。

◀軽自動車▶

軽自動車検査協会兵庫事務所 姫路支所  
TEL 050-3816-1848

◀小型自動車・小型二輪自動車・軽二輪自動車▶

神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所  
TEL 050-5540-2067

### ●水道 <<上下水道課 TEL 平日8:30~17:15 079-435-2379(直通) 夜間・土日祝079-435-0355(代表)>>

播磨町から転出・播磨町内で転居される場合は、水道の中止手続きをしていただく必要があります。

※中止手続きが遅れた場合、さかのぼって料金を精算することはできません。必ず事前に手続きをしてください。



【手続きの方法】

退去日で料金を精算しますので、中止日の2~3日前までに、中止届を提出していただくか、お電話で上下水道課まで連絡してください。

お電話の場合、以下の内容をお伺いします。

・水道を中止する住所 ・水道の契約者名 ・使用中止日 ・転居先の住所 ・電話番号 ・精算方法(登録口座からの引落とし/納付書払い/現地精算)

※退去時に料金の領収書の提示を求められている方は、お客様立会いのうえ、現地精算ができます。(9:00~16:45 土日祝も対応可)

【持ち家にお住まいだった方へ】

転出・転居に伴い、家屋とともに給水装置を売却・譲渡される場合は、中止の手続きのほかに、所有者変更(給水装置の権利移転)の手続きが必要です。(書面の提出が必要です。)詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

空き家になる場合は、使用中止後も給水装置を適切に管理し、所有者の変更などがあれば、必要な届出をしていただきますようお願いいたします。